

No.

枚方市総合文化芸術センター各施設抽選参加申込書兼申請書

枚方市総合文化芸術センター指定管理者 宛

抽選申込日
本申請日

年 月 日
年 月 日

申請者	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地) 〒	申請者の氏名(団体にあっては、名称及び代表者名)
	ID: (市内 ・ 市外)	電話 () - 担当者の氏名 電話 () - FAX () -

枚方市総合文化芸術センター条例及び枚方市総合文化芸術センター条例施行規則を遵守することを誓約し、同規則第3条第1項の規定により、次のとおり枚方市総合文化芸術センターの使用を申請します。

確認後、レ点を入れて下さい。→ ☐ 別紙①注意事項を確認しました。

■希望施設にレ点を入れて下さい。

抽選対象施設	美術ギャラリー展示室1半室・2半室・3半室C利用
--------	--------------------------

■希望日時（第5希望まで可）をご記入下さい。

			第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	第 4 希望	第 5 希望
2026年4月7日(火)	～4月13日(月)	3半室C					
2026年4月14日(火)	～4月20日(月)	2半室					
2026年4月21日(火)	～4月27日(月)	2半室					
2026年4月28日(火)	～5月4日(月)	2半室					
		3半室C					
2026年5月5日(火)	～5月11日(月)	3半室C					
2026年5月19日(火)	～5月25日(月)	3半室C					
2026年5月26日(火)	～6月1日(月)	3半室C					
2026年6月16日(火)	～6月22日(月)	2半室					
2026年6月23日(火)	～6月29日(月)	3半室C					
2026年6月30日(火)	～7月6日(月)	2半室					
		3半室C					
2026年7月7日(火)	～7月13日(月)	2半室					
		3半室C					
2026年7月14日(火)	～7月20日(月)	1半室					
		3半室C					
2026年7月21日(火)	～7月27日(月)	1半室					
2026年7月28日(火)	～8月3日(月)	1半室					

使用目的			
催しの概要	催事名		
	主催者名		
	使用人員	出演者	・スタッフ 名・入場者見込数 名
	備考	<センターの広報物、ホームページ等での情報公開について> ☐ 公開する（※公開可能な問い合わせ先： ） ☐ 公開しない	

※下記の欄は、記入しないでください。

受付番号	抽選番号
受付	確認

館長	確認	確認	受付

抽選参加・予約・利用にあたって

- (1) 抽選結果の疑義につきましては、一切受け付けしません。
- (2) 支払い後の使用日、使用時間帯又は使用施設の変更については、各施設の規定日までの申請で、1回限り可能です。
- (3) 抽選に参加できるのは、1施設につき1団体1公演（催事）での申し込みが可能です。同一目的で複数の申し込みはできません。
- (4) 当選時には、ご記入いただいた施設抽選申込書兼申請書をもとに手続きを致します。
- (5) 申込団体しか使用できません。使用する権利を他の者に譲渡または転貸することはできません。
- (6) 使用者が偽りその他不正な手段により許可を受けた時は、使用許可を取り消す場合があります。
- (7) 抽選の結果、当選された方は、枚方市総合文化芸術センター本館 総合受付（1階）へお越しの上、本申請を行い、使用の許可を受けると同時に施設使用料を納付してください。
施設使用料は、次の方法でお支払いください。
 - (A) 窓口にて現金払い
お支払いいただいた後、「使用許可書(兼領収書)」を発行いたします。
 - (B) 請求書払い
請求書をお渡ししますので、指定された期日までに(1)窓口にて現金でお支払いいただくか、(2)指定口座への振込にてお支払いください。
 - ・窓口支払いの場合、「使用許可書(兼領収書)」を発行、口座振込での納付が確認できましたら、「使用許可書」を発行し郵送いたします。
- (8) 利用当日、設備使用料を納付いただきます。

注意事項

- (1) 使用者は使用する権利を他の者に譲渡または転貸することはできません。
- (2) 同一団体(同一人物)の連続使用は5日間まで可能です。
- (3) 休館日は利用できません。休館日をまたぐ利用の場合は、前日に一度撤収していただきます。
- (4) 利用時間には搬入・準備/設営・片付け・撤収の時間も含まれています。時間内に退出できるようご計画ください。
- (5) 保守点検や、市や指定管理者が主催する事業で、すでに申し込みいただけない日があります。
- (6) 以下ご使用できない催事の場合、取り消すことがあります。
 - ・公の秩序又は善良風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - ・センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
 - ・管理運営上支障があると認めるとき。